

令和7年3月27日開会

令和7年3月27日閉会

令和7年3月

甲府地区広域行政事務組合議会定例会会議録

甲府地区広域行政事務組合議会

令和 7 年 3 月 甲府地区広域行政事務組合議会定例会議事日程

令和 7 年 3 月 2 7 日（木）午後 4 時

報 告

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期決定について
- 第 3 議案第 1 号 専決処分について（和解及び損害賠償の額の決定について）
- 第 4 議案第 5 号 令和 6 年度甲府地区広域行政事務組合消防事業特別会計補正予算（第 2 号）
- 第 5 議案第 6 号 甲府地区広域行政事務組合職員の育児休業等に関する条例等の一部を改正する条例制定について
- 第 6 議案第 7 号 甲府地区広域行政事務組合職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 第 7 議案第 8 号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例制定について
- 第 8 議案第 9 号 甲府地区広域行政事務組合職員給与条例の一部を改正する条例制定について
- 第 9 議案第 10 号 甲府地区広域行政事務組合職員退職手当支給条例の一部を改正する条例制定について
- 第 1 0 議案第 2 号 令和 7 年度甲府地区広域行政事務組合一般会計予算
- 第 1 1 議案第 3 号 令和 7 年度甲府地区広域行政事務組合消防事業特別会計予算
- 第 1 2 議案第 4 号 令和 7 年度甲府地区広域行政事務組合同母公園管理事業特別会計予算
- 第 1 3 広議第 1 号 甲府地区広域行政事務組合議会の個人情報保護に関する条例の一部を改正する条例制定について

(出席議員)

山田 厚	興石 修	坂本 信康	木内 直子	末木 咲子
深沢 健吾	藤原伸一郎	堀 とめほ	中畠 寿	橘田 大洋
岡田 真姫	若尾 彰子	加藤 敬徳	清水 和弘	小澤 重則
松井 豊	内藤 久歳	有泉 誠	笹本 昇	田中 一臣
小林 耐三	今村 力			

22名

(欠席議員)

小沢 宏至 新海 一芳

2名

(説明のために議場に出席した者の職氏名)

管理者	樋口 雄一	副管理者	保坂 武
副管理者	望月 智	副管理者	塩澤 浩
副管理者	奥原 崇	事務局長	宮川 正孝
消防長	長谷川達郎	会計管理者	太田ひろみ
事務局次長	遠藤順一郎	副消防長	宮下 光夫
次長兼人事課長	林 勝	次長兼南消防署長	芦沢 岳
次長兼企画財政課長	今村 公二	警防課長	小幡 浩一
救急救助課長	落合 康貴	予防課長	佐藤 秋二
査察課長	米山 和彦	指令課長	早川 俊彦
中央消防署長	窪田 学	西消防署長	戸田 昭人
代表監査委員	佐藤 皖	公平委員	名執 忠義
公平委員	坂本太久己		

(職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名)

事務局長	宮川 正孝	事務局次長	遠藤順一郎
------	-------	-------	-------

午後 4時01分 開 会

○坂本信康議長 ただいまから、令和7年3月甲府地区広域行政事務組合議会定例会を開会いたします。これより本日の会議を開きます。報告事項を申し上げます。本定例会に提出する議案につき、管理者から通知がありました。提出議案は、議事日程記載の日程第3 議案第1号から日程第12 議案第4号まででありますので、朗読を省略いたします。

次に、監査委員から、令和6年度定期監査報告書及び令和6年8月末、9月末、10月末、11月末、12月末並びに令和7年1月末の例月現金出納検査報告書が提出されました。お手元に配布いたしてあります報告書により、御了承願います。

次に、藤原伸一郎議員外5人から広議第1号甲府地区広域行政事務組合議会の個人情報保護に関する条例の一部を改正する条例制定について、提出されました。お手元に配布いたしてありますので、御了承願います。

次に、欠席者の報告を申し上げます。小沢宏至議員、新海一芳議員は、一身上の都合により、欠席する旨の届出がありました。以上で報告を終わります。

議会における発言につきましては、議案の範囲の中での発言をお願いし、円滑な議事進行に御協力をお願いいたします。

これより日程に入ります。日程第1 会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員には、会議規則第135条の規定により中寫寿議員、笹本昇議員を指名いたします。

次に、日程第2 会期決定について議題といたします。お諮りいたします。今期定例会の会期は、本日1日間といたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○坂本信康議長 御異議なしと認めます。よって会期は、本日1日間とすることに決しました。

次に、日程第3 議案第1号から日程第12 議案第4号までの10案を一括議題といたします。管理者から提案理由の説明を求めます。

(樋口雄一管理者 登壇)

○樋口雄一管理者 令和7年3月甲府地区広域行政事務組合議会定例会の開会にあたり、私の組合運営に対する所信の一端と令和7年度各会計別予算案及び提出議案の概要につ

きまして、述べさせていただきたいと存じます。

甲府地区広域行政事務組合は、昭和48年3月に設立されて以来、これまで52年の歴史を積み重ねてまいりました。この間、消防業務を中心に、それぞれの行政区域の枠を超えて各種事業を展開し、着実にその成果をあげておりますことは、ひとえに組合議会をはじめ、組織市町の御理解と御協力によるものと心から感謝申し上げます。

今後におきましても、より一層の連携、協調を図りながら、甲府広域圏の一体的な発展と圏域住民の更なる福祉の増進に努めてまいる所存でありますので、議員各位の御支援、御協力を改めてお願い申し上げます。

さて、国内の経済情勢においては、デフレ脱却が加速する中、33年ぶりの高水準の賃上げや企業の設備投資が史上最高水準になるなど、前向きな動きが見られる一方で、人口減少・少子高齢化や深刻化する風水害や巨大地震などの自然災害の激甚・頻発化に対しまして、引き続き、組織市町一丸となって取り組んでまいりたいと考えております。

今後におかれましては、感染症危機を経た新たなライフスタイルの到来や多様性と包摂性の時代の進展など、社会の急速かつ急激な変化に的確に対応することはもとより、地方創生、雇用対策、防災・減災対策、デジタル化や脱炭素社会の実現とともに財政需要の増嵩が見込まれる社会保障等への対応に迫られ、依然として厳しい財政状況が続くことが予測されるところであります。本組合といたしましては、山梨県の中核的圏域としての責任と誇りを改めて認識するとともに、圏域住民が安全と安心を実感して暮らすことのできる地域社会の実現に向けて、地域の特性を見極めつつ、圏域全体の均衡ある発展と福祉の増進を図るための各種事業を着実に展開してまいりたいと考えております。組合の行財政運営にあたりましては、不要不急な事務事業の見直しを行うとともに、創意工夫による事業の効果的、効率的な執行に努めてまいる所存であります。

以上の執行方針に基づき、令和7年度予算の編成をいたしましたところ、その結果、予算全体で申し上げますと一般会計が5,462万3千円、特別会計が69億7,389万9千円合計で、70億2,852万2千円であります。

それでは、本予算の主要な事業の概要につきまして、御説明申し上げます。まず、消防事業について御説明申し上げます。消防は、安全・安心な甲府広域圏づくりを目指し、住民の生命、身体及び財産を災害から守るため、全職員が全力を挙げて職務の遂行に取り組んでいるところであります。昨年を振り返りますと元日に発生いたしました令和6

年能登半島地震では、火災、土砂災害及び津波等により甚大な被害が及ぼされ、1年が経過した今でも記憶に新しいところでございます。さらに、9月には、令和6年奥能登豪雨により、地震被害に追い打ちを掛けるような被害が生じ、自然災害の恐ろしさを改めて痛感したところでございます。一方、本組合管内では、本年1月18日、大蔵経寺山において林野火災が発生し、延べ人数で常備消防が100隊413人、消防団が107隊402人の活動となり、鎮火まで2週間を要しましたが、幸いにも圏域住民等につきましては、負傷者や財産の喪失などの被害もなく、消防職員や消防団員においても無事に活動を終了することができました。

こうした中、今後も高い確率で発生するといわれている南海トラフ巨大地震や台風などによる大規模な自然災害の発生が危惧されていることから圏域住民の安全・安心に対する関心は一層の高まりを見せ、消防の責務は益々大きなものとなってきているとともに、災害発生時における迅速・的確な対応も強く求められております。令和6年度の消防事業におきましては、消防体制・救急体制の強化、火災予防対策及び業務の効率化の推進、人材育成・執行体制の充実の3項目を重点に掲げて、日々の災害をはじめ、大規模災害にも対応できる消防体制の確立に努めてまいりました。令和7年度におきましても、引き続き、消防体制の確立を目指してまいります。

まず、はじめに令和7年度の組織改編であります。住宅用火災警報器の設置指導、住宅防火診断及び救命講習などの消防指導全般を一体的に行う消防指導係を創設し、豊富な知識や経験を有した再任用職員等を活用する中で、より一層地域に密着した効果的な消防指導の強化に努めてまいります。

次に、消防施設等の整備につきましては、LED照明導入工事、本部及び南消防署庁舎防水工事並びに受水槽等改修工事を実施するとともに、東部出張所、田富出張所及び敷島出張所の高規格救急自動車を更新整備し、消防力の充実強化を図ってまいります。

次に、警防業務につきましては、高い確率で発生が危惧されている大規模地震や想定をはるかに超える各種災害の発生も懸念されることから統括指揮本部運用訓練を重ねるとともに、各関係機関と連携した実践的な訓練を積極的に実施し、大規模化・激甚化する災害発生時の迅速な初動体制の確立や災害対応力の向上など、更なる警防体制の強化に取り組んでまいります。また、本組合消防本部は、総務省消防庁が充実強化を推進している緊急消防援助隊の代表消防機関として、山梨県大隊を指揮・統括し、被災地での

災害活動を実施することから、出場時の迅速化や県内消防本部との連携を更に向上させ、大規模災害時の災害対応力の強化に努めてまいります。

次に、救急業務につきましては、高齢化の進展、気候変動、感染症の流行等による救急需要の増大に対し、救急隊員等の資質向上を図るため、継続的な教育に取り組むとともに、救急隊員の職務環境の整備を図り、より一層の救急体制の充実を進めてまいります。また、救急隊員が現場に到着するまでの間に現場に居合わせたバイスタンダーの勇気ある行動力と判断力が傷病者の予後にかかわってくることから、救急普及啓発広報車を活用した応急手当の普及を図るとともに救急車の適正利用の周知につきましても、あらゆる機会を通じて進めてまいります。

次に、救助業務につきましては、近年、大規模な災害及び複雑・多様化する救助事案が多発しており、全国的に救助体制の強化が求められていることから、各署に設置された訓練施設を活用し、継続的な教育に取り組み、より一層の救助業務の充実を図ってまいります。

次に、予防業務につきましては、建築確認申請に伴う消防同意や危険物施設等の許認可に関し、適正かつ効率的な審査業務の推進に努めてまいります。

次に、査察業務につきましては、避難に用いる階段が一つしかない建物や、不特定多数の者が利用する大規模小売店舗などでは、万一、火災が発生した場合、死傷者等が多数発生する危険性が高いことから、適切な立入検査及び厳格な違反処理を行うとともに、違反対象物に係る公表制度と併せ、消防法令違反等の是正の徹底に積極的に取り組んでまいります。火災予防、とりわけ違反是正は、災害現場で消防部隊が勇猛果敢に行う救助活動と同様、火災発生前における最大の人命救助といわれていることから、重大な消防法令違反の是正を積極的に行い、圏域住民が安全・安心して生活できる地域づくりに邁進してまいります。

次に、指令業務につきましては、119番通報受信時における正確な情報収集と適切な口頭指導により救命率の向上を図るとともに、各種通信訓練を実施し、初期対応力の向上に努めてまいります。また、行財政運営の効率化及び災害の多様化に対する消防力の維持、強化を図る1つの方策として、国中6消防本部による消防共同指令センターを構築するため、山梨県国中消防指令業務等共同運用事務協議会において、令和8年度の運用開始に向けた具体的な準備を進めてまいります。

次に、職員の教育訓練につきましては、消防職員としての基本的知識はもとより、大規模災害や特殊災害等に対応できる専門的な知識と高度な技術を習得するとともに、中堅職員が現場での消防技術を若手職員に伝授する消防プリセプターシッププログラムなどを継続的に実施する中で、消防力の維持・向上を図ってまいります。また、総務省消防庁や山梨県防災局をはじめ、消防大学校や県消防学校の各課程への研修派遣を引き続き実施し、更なる人材育成に努めてまいります。

消防は、いつ、いかなる時であっても、圏域住民の生命・身体及び財産を守るという崇高な使命を果たさなければなりません。そのためには、職員一人ひとりが常に高いモチベーションを保持し、大規模災害や特殊災害等に対応できる専門的な知識と高度な技術を習得すると同時に、ワーク・ライフ・バランスに配慮した働き方と柔軟な執行体制にも取り組み、様々な変化に対応ができる組織風土の醸成を目指し、圏域住民の期待と信頼に応えてまいります。

次に、国母公園管理事業についてであります。国母公園管理事業につきましては、この公園は緑豊かな安全で利便性の高いスポーツ公園として、また、地域の人々の健康増進や憩いの場として、国母工業団地内企業の勤労者をはじめ、多くの圏域住民の皆様に四季を通じて御利用いただいておりますが、公園開設以来44年以上が経過することから、施設の機能低下等を招かぬよう整備を行い、利用者がいつでも快適に利用できる公園として管理運営を行ってまいります。

以上、私の組合運営にあたっての所信の一端と、令和7年度予算案の概要について申し述べてまいりました。

引き続きまして、新年度予算以外の案件につきまして、その大要を御説明申し上げます。まず、議案第1号 専決処分については、令和6年10月5日、中巨摩郡昭和町清水新居地内で発生した本組合職員の公務中の交通事故に関し、和解し、損害賠償の額を決定したものであります。

次に、議案第5号 令和6年度甲府地区広域行政事務組合消防事業特別会計補正予算（第2号）については、歳出において、第1款消防費は、常備消防費及び消防施設費を追加更正するための補正であります。歳入については、第6款繰入金及び第9款組合債を追加更正するための補正であります。地方債の補正は、起債充当事業費の確定に伴い、借入れ限度額を変更するものであります。

次に、議案第 6 号 甲府地区広域行政事務組合職員の育児休業等に関する条例等の一部を改正する条例制定については、ワーク・ライフ・バランス推進のため、育児を行う職員の勤務形態の選択肢を広げる育児短時間勤務制度の導入に関し、関係条例の整備を行うための一部改正であります。

次に、議案第 7 号 甲府地区広域行政事務組合職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例制定については、一般職の国家公務員の勤務時間、休日及び休暇に関する制度に鑑み、子の看護等休暇及び時間外勤務の制限の対象となる子の範囲の拡大などの見直しを行うための一部改正であります。

次に、議案第 8 号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例制定については、刑法等の一部改正に伴い、懲役及び禁錮を拘禁刑に改め、その経過措置に係る所要の改正を行うための一部改正であります。

次に、議案第 9 号 甲府地区広域行政事務組合職員給与条例の一部を改正する条例制定については、一般職の国家公務員の給与改定等に鑑み、職員の給与の改定を行うための一部改正であります。

次に、議案第 10 号 甲府地区広域行政事務組合職員退職手当支給条例の一部を改正する条例制定については、雇用保険法等の一部改正に伴い、退職手当に係る所要の改正を行うための一部改正であります。

以上が、本日提案しました案件の概要であります。議員各位におかれましては、何卒、十分なる御審議をいただきまして、御協賛を賜りますようお願い申し上げます。

○坂本信康議長 以上で説明は、終わりました。本日の会議時間は、議事の都合により、あらかじめこれを延長いたします。ここで暫時休憩いたします。

午後 4 時 20 分 休 憩

午後 5 時 40 分 再開議

○坂本信康議長 休憩前に引き続き会議を開きます。田中公夫公平委員長から一身上の都合により、本日欠席する旨の届け出がありましたので報告いたします。

これより、ただいま議題となっております議案のうち、日程第 3 議案第 1 号について質疑に入ります。

質疑はありませんか。——質疑なしと認めます。

これより、日程第 3 議案第 1 号について採決いたします。

本案は、当局原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○坂本信康議長 御異議なしと認めます。

よって、本案は、提案のとおり承認いたしました。

次に、日程第4 議案第5号について質疑に入ります。

質疑はありませんか。——質疑なしと認めます。

これより、日程第4 議案第5号について採決いたします。

本案は、当局原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○坂本信康議長 御異議なしと認めます。

よって、本案は、提案のとおり可決いたしました。

次に、日程第5 議案第6号について質疑に入ります。

質疑はありませんか。——質疑なしと認めます。

これより、日程第5 議案第6号について採決いたします。

本案は、当局原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○坂本信康議長 御異議なしと認めます。

よって、本案は、提案のとおり可決いたしました。

次に、日程第6 議案第7号について質疑に入ります。

質疑はありませんか。——質疑なしと認めます。

これより、日程第6 議案第7号について採決いたします。

本案は、当局原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○坂本信康議長 御異議なしと認めます。

よって、本案は、提案のとおり可決いたしました。

次に、日程第7 議案第8号について質疑に入ります。

質疑はありませんか。——質疑なしと認めます。

これより、日程第7 議案第8号について採決いたします。

本案は、当局原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○坂本信康議長 御異議なしと認めます。

よって、本案は、提案のとおり可決いたしました。

次に、日程第8 議案第9号について質疑に入ります。

質疑はありませんか。——質疑なしと認めます。

これより、日程第8 議案第9号について採決いたします。

本案は、当局原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

それでは、異議がありましたので、起立により採決を行います。

議案第9号について賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○坂本信康議長 起立多数であります。よって、本案は提案のとおり可決いたしました。

次に、日程第9 議案第10号について質疑に入ります。

質疑はありませんか。——質疑なしと認めます。

これより、日程第9 議案第10号について採決いたします。

本案は、当局原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○坂本信康議長 御異議なしと認めます。

よって、本案は、提案のとおり可決いたしました。

次に、日程第10 議案第2号から日程第12 議案第4号までの3案を一括質疑に入ります。

質疑はありませんか。——質疑なしと認めます。

これより、日程第10 議案第2号から日程第12 議案第4号までの3案を一括採決いたします。

3案は、当局原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○坂本信康議長 御異議なしと認めます。

よって、3案は、提案のとおり可決いたしました。

次に、日程第13 広議第1号について議題といたします。

藤原伸一郎議員から提案理由の説明を求めます。

藤原伸一郎議員。

○藤原伸一郎議員 広議第1号甲府地区広域行政事務組合議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例制定について、提案理由の説明を申し上げます。本案につきましては、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正及び刑法等の一部改正に伴い、甲府地区広域行政事務組合議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正するものであります。

主な改正内容は、第2条第10項中及び第12条第5項表中の項番号の繰り下げ、第53条から第55条までの規定中、懲役を拘禁刑に改めるものであります

なお、施行期日につきましては、第2条第10項及び第12条第5項の改正規定は、令和7年4月1日から、第53条から第55条までの改正規定は、令和7年6月1日から、その他、所要の規定の整備の改正規定は、公布の日からとするものであります。以上で、提案理由の説明を終わります。

○坂本信康議長 以上で説明は、終わりました。これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。——質疑なしと認めます。

これより、日程第13 広議第1号について採決いたします。

本案は、当局原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○坂本信康議長 御異議なしと認めます。

よって、本案は、提案のとおり可決いたしました。

以上をもって、本定例会に提出されました議案の審議を全部終了いたしましたので、会議を閉じ、令和7年3月甲府地区広域行政事務組合議会定例会を閉会いたします。

午後 5時49分 閉 会

令和 7 年 3 月 2 7 日

甲府地区広域行政事務組合議会

議 長 坂 本 信 康

副 議 長 内 藤 久 歳

署名議員 中 寫 寿

署名議員 笹 本 昇